

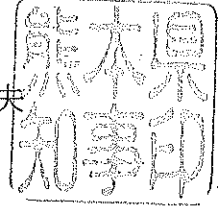
熊広県第521号

令和3年10月21日

公益社団法人くまもと被害者支援センター

理事長 高木 絹子 殿

熊本県知事 蒲島 郁夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年10月27日 から 令和8年10月26日まで